

丸八信用組合
個人キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない約定のある普通預金を含みます。）について発行した丸八信用組合キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合のオンライン現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）を使用して普通預金に預入れをする場合
- (2) 当組合、及び当組合がATMの共同利用による現金預入業務、並びに現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動払機（以下「CD」といいます。）又はATM（以下CDとATMを合わせ「自動機」といいます。）を使用して預入れ、又は払戻しをする場合
- (3) 当組合、及び提携先の自動機を使用して預金の残高照会をする場合
- (4) 当組合及び当組合がATMの共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「振込提携先」といいます。なお、以下「提携先」という場合は振込提携先を含みます。）の自動振込機（振込を行うことができるATMを含みます。）以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

2. (ATMによる預金の預入れ)

- (1) 当組合のATMを使用して普通預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカード又は通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、当組合所定の金種に限ります。又、1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 第1項の操作においては、ATMの画面に表示された入金金額等を確認のうえ、操作確認してください。
- (4) 当該預金口座について初めてカードによる預入れがあった場合には、「預金機入金専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

3. (自動機による預金の払戻し)

- (1) 当組合及び提携先の自動機を使用して普通預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号及び金額を正確に入力してください。この場合、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、当組合又は提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合又は提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当組合又は提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 自動機を利用して普通預金の払戻しをする場合に、払戻請求額と次条第1項に規定する自動機利用手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (自動機利用手数料等)

- (1) 提携先の自動機を使用して普通預金の預入れ又は払戻しをする場合には、提携先所定の自動機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。ただし、当組合は利用回数によらず、その翌営業日に自動機利用手数料を還付します。
- (2) 自動機利用手数料は、普通預金の預入れ又は払戻した時に、その預入れ又は払戻した預金口座から自動的に引落とします。なお、入金金提携先の自動機利用手数料は、当組合から提携先に支払います。

5. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力して下さい。この場合における預金の払戻しについては、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合又は振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合の金額の範囲内とします。
- (3) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料と前条第2項に規定する自動機利用手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その振込はできません。

6. (ATMの故障等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による預入の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合の窓口でカードにより普通預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当組合の自動機による支払の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合の窓口でカードにより普通預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口ではこの取扱いはできません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名及び金額を記入のうえ、カードとともに提出し、専用機に暗証番号を入力してください。

7. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額及び還付金額の通帳記入は、通帳がATMで使用された場合又は当組合の窓口へ提出された場合に行いません。又、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。

8. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当組合は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行いません。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等のより他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

9. (偽造カード等による払戻し等)

偽造又は変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合又は当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合本人は、当組合所定の書類を提出し、カード及び暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

10. (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに当組合に通知が行われていること
- ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行なわれた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合には、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行なわれたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行なわれた日(当該盗難が行なわれた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カードを用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行なわれた日)から2年を経過する日後に行われた場合には、適応されないものとします。

(4) 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行なわれたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 本人に重大な過失があることを当組合が証明したこと
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、又は家事使用人によって行なわれたこと
 - C 本人が被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行なったこと
- ② 戦争、暴動、天災等による著しい社会秩序の混乱に乗じ又はこれに付随してカードが盗難にあったこと

11. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合又は氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

12. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行ないます。
- (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

13. (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

14. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合又はカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当組合に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。その場合、当組合から請求がありしだい直ちにカードを当組合に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当組合に返却してください。ただし、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類等の提示をうけて、当組合が本人と確認できた場合には、停止を解除します。
 - ① 次条に違反した場合
 - ② 総合口座取引規定、普通預金規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき
 - ③ 預金口座に関し、最終の預入又は払戻しから当組合が別途表示する一定期間が経過した場合
 - ④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは、譲渡、質入れ又は貸与することはできません。

16. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、総合口座取引規定、普通預金規定により取扱います。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表、店頭掲示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。